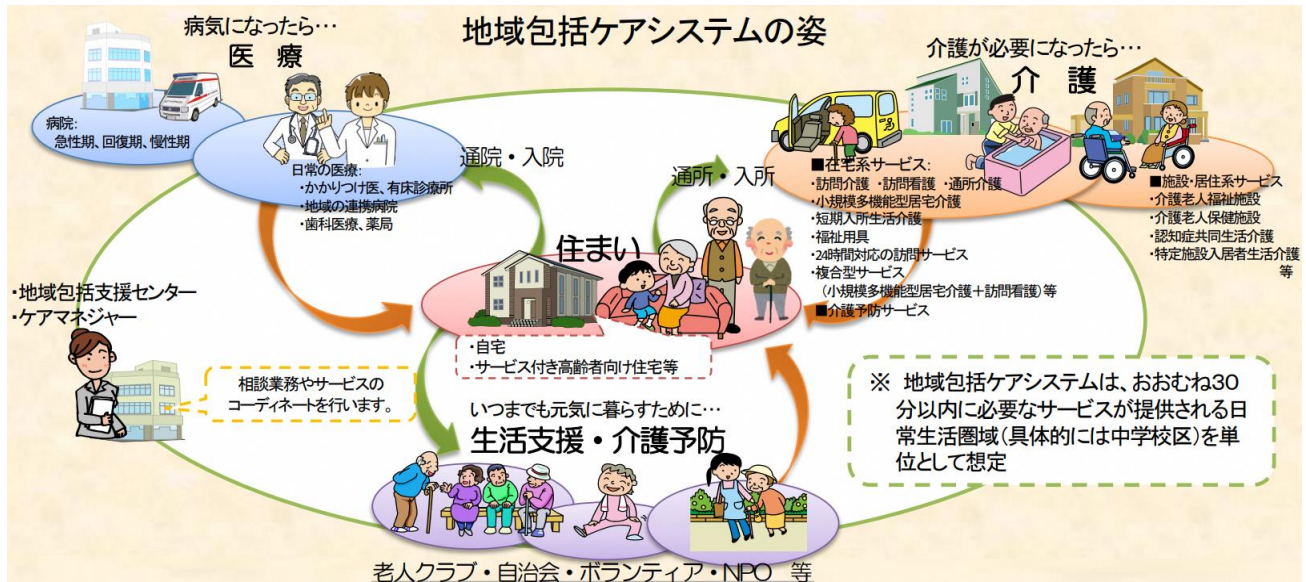

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 立川市の地域包括ケアシステム

高齢者を取り巻く状況は変化を続け、増加する認知症高齢者への対応、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、さまざまな課題が年々顕在化してきています。特に団塊の世代*が75歳以上となる令和7（2025）年には、後期高齢者の急増が予測されています。

この令和7（2025）年を見据えて前計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、地域の様々な主体が連携し、「介護予防」「生活支援」「住まい」「医療」「介護」が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム*」の構築を進めてきました。

図表 地域包括ケアのイメージ



(出典) 厚生労働省 HP 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者が生きがいを持って安心して暮らすために、高齢者の生活の基盤となる住まいの確保や、高齢者が地域社会の一員としてさまざまな活動に参加できる環境づくりを行い、高齢者本人や家族がどのように生活するか主体的に選択できるように、介護、医療、日常生活支援、介護予防や自立支援・重度化防止*などを担うサービスを、個々の課題に合わせて適切に提供する仕組みづくりが必要となります。

立川市では、市内6つの日常生活圏域*における地域包括ケアシステムの構築を図るために、市内6つの地域包括支援センター*などを拠点とし、地域における相談体制の充実、健康体操などの介護予防活動、ボランティアなどの住民を主体とした活動への支援、各関係機関との連携による介護と在宅医療の連携などを進めてきました。各関係機関との連携や地域住民を主体とした活動は着実に広がりを見せています。

また、令和7（2025）年以降は、高齢者の増加、少子化の進行や生産年齢人口である15～64歳の人口減少が加速することで、総人口が減少することが予想されており、令和22（2040）年には高齢者人口の増加と現役世代の減少がより大きな問題となっていきます。このような背景から、高齢者に関する問題を抱えた家庭が、介護以外の問題を同時に抱えるなど、各家庭の抱える問題が複雑化・複合化し、解決がより難しくなってくることが予想されます。

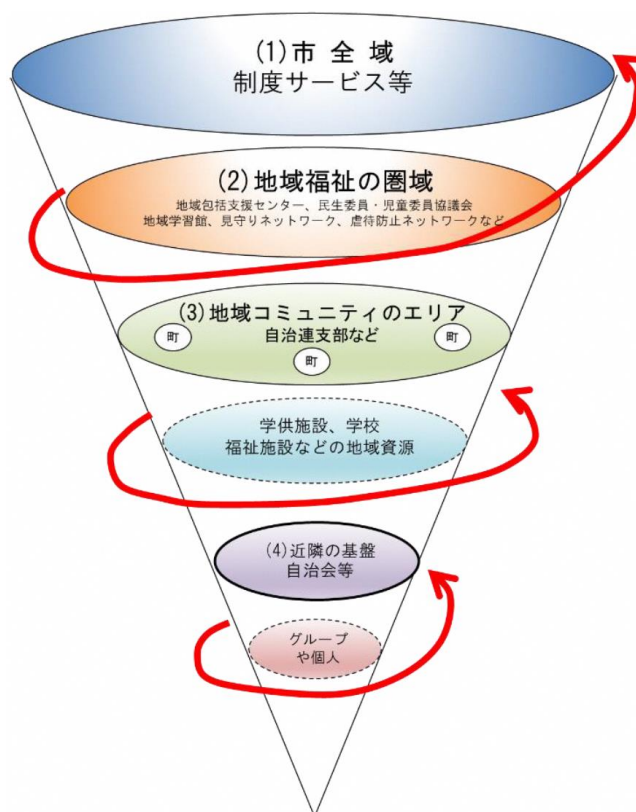
それらの課題を解決するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる「地域共生社会*」を目指すことも重要となります。

さらに、令和元（2019）年6月に認知症施策推進関係閣僚会議決定された「認知症施策推進大綱*」に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる立川市を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪とし、認知症をポジティブにとらえ、本人発信支援として「認知症とともに生きる希望宣言*」の展開が求められています。

また、従来から養成している「認知症サポーター*」「キャラバンメイト*」と認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズを結びつけるための「チームオレンジ*」の取組を推進します。

このような背景から、本計画でも、地域包括ケアシステム*の更なる深化・推進を行い、認知症になっても、高齢者にとって住みよいまち・住み続けられるまちを目指していくことが重要となります。また、関連機関や地域の様々な主体と更なる連携を図ることによる重層的な体制や地域包括支援センター*を中心に、制度・分野ごとの「縦割り」ではない「まるごと」相談できる体制の構築にも寄与し、地域共生社会の実現も目指していきます。

図表 地域福祉の圏域の重層的イメージ



(出典) 立川市第4次地域福祉計画（立川市地域しあわせ・支えあいプラン）

第2節 基本理念

**個人を尊重し、人と人がつながり、
住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり**

前計画である『第7次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』においては、「個人を尊重し、人と人がつながり、その人らしい生活ができるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者をはじめとする市民が、お互いに理解し、支え合うまちを目指し、立川市の地域包括ケアシステム*の構築を進めてきました。

令和2（2020）年から令和6（2024）年の立川市のまちづくりの基本指針である『立川市第4次長期総合計画 後期基本計画』では、福祉・保健分野の都市像として「ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」を掲げ、その実現を目指しており、本計画においても、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を行い、高齢者を含むすべての人が暮らしやすい地域共生社会*の実現にも寄与していくことを目指します。

こうした背景を踏まえ、本計画においてもこれまでの基本理念や取組、都市像の視点を継承しつつ、最期まで安心して健やかに暮らし続けることを示すために、「住み慣れた地域で」という言葉を加えた基本理念に改め、計画の実現に取り組めます。

第3節 基本目標

基本理念に基づき、以下の8つの基本目標を設定します。

基本目標 1

いつまでも健やかに暮らせるまち

いつまでも健康で暮らしていくためには、普段からの健康づくりや介護予防が重要となります。健康づくりや介護予防は、地域の仲間と定期的かつ継続的に実施することが効果的です。また、生涯学習の場への参加やボランティアなどの社会参加をすることでも同様に効果があります。

自ら積極的に介護予防へ取り組んで頂くために、健康に対する意識啓発を進めながら、人と人が繋がることのできる通いの場や地域の誰もが活躍できる社会参加の場を継続的に支援します。

基本目標 2

認知症になってもその人らしく暮らせるまち

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症になっても「その人らしさ」が尊重された生活を続けていくためには、地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って前へ進めることが重要となります。

認知症の早期発見や認知症になっても進行を緩やかにするための「予防」と、周囲の理解による地域との「共生」を重視し、認知症施策を推進します。

基本目標 3

皆で支え合いながら暮らせるまち

住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、地域の活動に参加するだけでなく、相互に支援の受け手・担い手となり、自助力*・互助力*を高める必要があります。

それぞれが抱える生活課題を地域で解決していけるよう、身近な地域での相談や交流の機会、活動の場や機会の増加・創出・コーディネートをします。

基本目標 4

相談しやすく様々なサービスを利用できるまち

近年、高齢者の相談は本人の相談事だけではなく、家族の中の様々な問題など複雑になってきています。市民の皆様が安心して相談できるよう、複雑化・複合化する問題・相談をまるごと受け止め、様々なサービスの利用や支援機関へつなげることが重要となります。

住み慣れた地域での生活を続けるために、高齢者の方が安心して家族のことを相談できるように、様々な生活支援サービスを実施しながら、相談体制の拡充を行います。

基本目標 5

安全・安心に暮らせるまち

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、安全な交通環境、防災・感染症対策に加え、支援が必要な人を見守る仕組みが重要となります。

交通安全・交通事故防止に向けた取組、移動しやすい環境の整備を進めるとともに、災害時の助け合いや、市民・企業・学生による積極的な見守り活動ができるように働きかけをします。

基本目標 6

暮らしやすい住まいが充実したまち

自分らしく暮らしていくためには、生活の基盤として必要な住まいが整備・確保され、安心して住み続けていくための支援が必要となります。

住み始め、住み続ける、住まいじまい（住宅の返還）の各ステージに合わせて、入居支援や居住支援、住宅改修などの必要な支援を受けることができるように、各機関との連携の強化を行います。

基本目標 7

住み慣れた地域で最期まで暮らせるまち

要介護状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を最期まで続けるためには、地域における医療と介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的に在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

医療と介護関係者による多職種が連携した取組や、在宅療養に関する市民公開講座等の実施など、在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築を進め、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、市民および専門職へ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）*や適切な看取りについての普及啓発など、在宅医療と介護に関する連携を推進していきます。

基本目標 8

介護保険制度の適正な運営

住み慣れた自宅等で生活を続けるにあたり、介護が必要になったときに、ニーズに応じたサービスが受けられるための居宅サービスや、施設・居住系サービス*が必要です。

介護サービスを安定的に提供できるよう、サービス基盤の整備や、介護人材の確保・育成・定着、サービスの質の確保と給付の適正化、広報活動の推進を実施します。